

ふれあいネットワーク活動推進事業実施要領

1. 目的

高齢社会が到来する中、援護を必要とする高齢者及び障害を持っている人々の増加が今後見込まれ、要援護高齢者及び障がい者が安心して暮らしていける体制づくりが必要になっていきます。

このため、町内の小地域ごとに地域住民の参加・協力によるふれあいネットワークづくりを展開し、必要な援護活動が提供できる体制をつくり、心の通い合う福祉のまちづくりをすすめていくことを目的とします。

1. 地域での活動内容

要援護老人及び障害者が地域社会の中で安心して暮らすことができるための体制作りとして、平成5年度から、いくつかの自治会をこの推進モデル地区に指定し事業を展開する。

①「ふれあいチーム」の組織化

自治会に福祉委員を配置し、福祉委員を中心に「ふれあいチーム」を組織する。

②「ふれあいチーム」の活動

福祉ニーズ（福祉台帳）を作成し、ふれあいチームが要援護者及び障害者の福祉ニーズ発見、把握を日常的な訪問活動などにより進める。

ア. 福祉カード（福祉台帳）の作成

イ. 定期訪問、安否確認等の実施

2. 福祉援護活動の推進

小地域で解決が可能なニーズについては、ふれあいチームが住民参加により地域の実情にあった福祉援護活動を進める。

3. 推進方法

① 本事業の推進にあたり、特に自治会、民生委員協議会など関係機関団体との十分な連携のもとに推進するものとする。

② 当面は推進地区を設定しての取り組みとするが、年次的な計画により町内全域での組織化を目指すものとする。

③ 自治会福祉部の設置促進、社会福祉協議会事業と本事業との連携等地域の実情に合わせた取り組みとする。

④ ふれあいチームの組織化は、要援護者等に応じたチームづくりをすすめるものとし、民生児童委員との緊密な連携をはかるものとする。

4. 活動助成

(1) 推進自治会への助成

次の基準により算出し助成する。

①定額・・・1万円

②加算・・・70歳以上高齢者数×200円

③選択事業・・・①サロン活動

1自治会 20,000円

②除雪活動

1世帯あたり 2,000円

③清掃活動

1世帯あたり 1,000円

(2) 助成は、いずれも社協から自治会へ交付する。

【基本事業】

- ア. 要援護高齢者及び障がい者の福祉カード（福祉台帳）の作成
- イ. 要援護高齢者及び障がい者への定期訪問、安否確認
- ウ. 要援護高齢者及び障害者の話し相手になる活動
- エ. 要援護高齢者及び障がい者との会食会、レクリエーション
- オ. その他地域の実情にあった福祉援護活動への参加、実施

【選択事業】

- ア. 要援護高齢者及び障がい者世帯等を対象とした（たまり場・居場所）づくり・・・サロン活動事業（年4回以上の開催とする。）
 - イ. 要援護高齢者及び障がい者世帯等の軒先の除雪活動
 - ウ. 要援護高齢者及び障がい者世帯等の、（窓ふき、住宅周辺の清掃等）清掃活動
- ① ふれあいチーム会議の推進
- ふれあいチームは必要な援護活動を検討するため、自治会役員、民生児童委員等連携、協力し定期的に会議を開催する。

5. 社会福祉協議会の事業展開

① 地域福祉啓発活動の推進

地域住民向けのわかりやすい福祉サービス、制度等啓発パンフ、資料の発行、福祉援護活動への住民参加を啓発・啓蒙した資料の配布学習会等を開催する。

- ア. 住民向け啓発パンフ、資料の発行
- イ. 地域福祉のつどい、住民福祉懇談会の開催

② ふれあいチーム養成事業の推進

ふれあいチームや福祉委員、自治会役員等の資質向上をはかるため、視察研修、事例研究、福祉サービスの岳集会等を開催する。

- ア. 視察研修事業の実施
- イ. 事例研究会の実施
- ウ. 福祉サービス学習会の実施

② ふれあいネットワーク活動推進会議の推進

- ア. ふれあいネットワーク活動推進を効果的に進めるため「ふれあいネットワーク活動推進会議」を設置する。
- イ. ふれあいネットワーク活動推進会議は定期的を開催し、本事業の具体的推進方法等について検討する。